



## 特別支給の老齢厚生年金の請求手続はお済みですか?

長期給付係  
(082)513-4959

定年等で退職した後に再任用(フルタイム勤務)や臨時的任用職員として勤務している方は、公立学校共済組合広島支部(以下、「広島支部」という。)の組合員です。

組合員期間中に**特別支給の老齢厚生年金**(以下「年金」という。)の受給権が発生する方には、広島支部から年金の請求に必要な書類一式を送付しています(在職決定)。

※ 送付する時期は、年金支給開始年齢到達月の約1か月前(下表参照)。

既に年金の受給権が発生している方で、**未だ、請求手続が済んでいない方は、早急に「年金請求書」に必要書類を添えて、広島支部へ提出してください。**

※ 在職中の年金は、賃金(給料+賞与)と調整しますので、年金の「一部」または「全部」が支給停止になりますが、一部、支給される場合があります(在職停止)。

※ 年金額を決定した後に在職停止の額を算出しますので、早めの手続をお勧めします。

① 令和4年4月の制度改正により、65歳未満の方の「在職停止基準額」が、28万円から47万円に見直しされ、65歳以上の方の在職年金の停止基準額と同様となります。

※ 制度改正「在職停止基準額」は、「福利ひろしま2021年6月vol.298」参照。

② 年金は、請求から決定まで4～5か月の時間を要します。

③ 在職中に支給停止されている年金は、組合資格喪失後に在職停止を解除し、その後、年金を支給するための事務処理を行います(退職改定処理)。

※ 年度末退職の方の場合、4、5、6、7月分の年金を8月に支給します。

※ 年金を決定していない方は、8月の定期支給に間に合わない可能性があります。

【特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢一覧表】

生年月日		支給開始年齢
1	昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	60歳
2	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
3	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
4	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
5	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
6	昭和36年4月2日以降	65歳



※ 65歳以降の年金の名称は、「老齢厚生年金(または、本来支給の老齢厚生年金)」。